

## 許可申請・届出に必要な書類一覧表

必要書類	設置場所	3条	4条許可	5条許可	4条届出	5条届出
申請書	農業委員会	○甲（当事者分+1部） ○乙（1部）	○甲（当事者分+1部） ○乙（1部） ○被害防除措置計画書 ○土地の代替性検討書	同 左	○甲（当事者分+1部）	同 左
土地の全部事項証明	福山法務局	○	○	○	○	○
位置図	住宅地図等	○	○	○	○	○
公図	税務課・法務局	○	○	○	○	○
土地の全部事項証明と申請者の住所が違う場合	市民課	全部事項証明書の住所が記載された住民票又は附票	同 左	同 左	同 左	同 左
土地の全部事項証明の所有者と申請人が違う場合	市民課	まず相続登記を済ませてから申請・届出をするのが原則。 しかし、申請時までに相続登記をすることが出来ない場合は、申請者が真正な権利者であることを証する書類（戸籍・除籍謄本、遺産分割協議書、相続放棄証明書、等）を添付する。				
資金証明書		×	・工事に必要な資金の確保が可能か確認のため自己資金の場合・・・残高証明書（通帳の写し可） 借入資金の場合 金融機関からの借入・・・融資証明書 金融機関以外の場合・・・融資証明書及び残高証明書（通帳の写し可） ・工事図面一式	×		
他方令の許可が必要な場合	担当部署	×	申請書の写し	×	許可書の写し	

土地の全部事項証明書は、登記情報提供サービスによる照会番号（有効期間内であって、他の申請書等に使用されていないものに限る。）の記載がある登記情報を印刷した書面で代えることができる。

農地法施行規則が令和5年9月1日に改正施行されたことにより、農地法第3条許可申請書、3条の3の届出書（どちらも所有権移転の場合に限る）に、国籍や在留資格又は特別永住者についての記載が必要となります。※日本人、日本法人についても記載が必要。

国籍の確認方法として、住民票の写し、在留カード、在留資格認定証明書、特別永住者証明書の添付・提示を求めます。

農地法第3条許可申請書については、権利を取得しようとする者が法人の場合は、法人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し。農地所有適格法人への所有権移転の場合は登記事項証明書(外国会社の場合は設立の準拠法が記載されたもの)が必須。登記事項証明書を添付した場合は、定款又は寄附行為の写しは省略可。

農業経営基盤強化促進法第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、認定を受けている認定発展計画の写しを添付する。

### 非農地証明申請

#### 2 a 未満の農地を農業用施設に転用する場合

申請書
土地の全部事項証明
位置図・公図
20年経過を証明するもの
現地写真

届出書（様式第2－20号）
土地の全部事項証明
位置図
公図
建築物の配置図

#### 相続税の納税猶予に関する適格者証明

証明願
特例適用農地の明細書
土地の全部事項証明
位置図・公図

#### 農地等相続の届出

届出書（様式第1－5号）
土地の全部事項証明書